

新学習指導要領等、 教育をめぐる問題



鳴海 圭矢 議員

答 社会に開かれた 教育課程を

問 このたび学習指導要領が改められることになった。学校教育を進める上で基準となるべき非常に重要な内容である。
大きく変わったのはどのような点か。

答 学校教育課長 全面的改定は9年ぶりである。今年3月に告示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施される。改定の基本的な考え方として、社会に開かれた教育課程、知識の理解の質を高め、確かな学力の育成、道徳教育や体育、健康に関する指導の充実がある。
主な改善事項は大きく6つ、①言語能力の確実な育成②情報活用能力の育成③理数教育の充実④伝統、文化に関する教育の充実⑤体験活動の充実⑥外国語教育の充実である。

問 武道の必修について、学校や地域の実情に応じて銃剣道などを履修させることができるとあるが、旧制中学では軍事教練に用いられた歴史等を考えると、学校教育にはそぐわない。銃剣道を取り上げる考えはあるか。

答 課長 当町では武道教育に柔道、剣道を採用しており銃剣道は取り入れていない。この後も採用する予定はない。

問 松野博一文部科学大臣は戦前戦中の教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような配慮があれば、教材として用いることは問題視しないという見解を示した。当町はどう考えるのか。

答 教育長 教育課程の編成は各学校が主体的に行うものであり、

教育関連法規の目標や内容などを尊重する。町として教育勅語を暗唱させるということは考えていない。

問 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の本身と具体的な取組について。

答 学校教育課長 この法律は平成28年12月に成立した。大きくは

不登校児童に対する教育機会の確保と夜間等において授業を行う学校における就学機会の確保等を総合的に推進することを目的とした法律である。

当町の不登校児童、生徒への対応は各学校において、個々に応じた指導を行っている。「しーず・うみ」内にも適応指導教室を開設し、学校復帰に向けた指導などを行っている。



中学校における武道教育

総務建設常任委員会

建設・都市計画課

第10次宇美町交通安全計画

第10次福岡県交通安全基本

委員長 藤野 莞嗣
副委員長 脇田 義政

委員 小林 征男

委員 藤木 匠

委員 黒川 悟

委員 鳴海 圭夫

委員 時任 裕史

農林振興課

薬用作物試験栽培

障子岳農区の試験栽培は場で、整備方法、ポット苗の定植技術の習得を目的に研修を行った。

肥培管理後の除草及び土壌の乾燥防止、ポット苗の定植方法、水やりの実演。

また、苗の植付け後の肥培管理と梅雨時期の湿害対策、害虫等の対策について研修。

今後、薬草が育っていく過程で台風対策や薬草の材料となる根の部分肥大させるための摘芯作業が必要となり現地で実演研修を行う予定である。



薬草定植の様子

問 現時点で、試験栽培は順調なのか。

答 育苗の時点で発芽不良等はあるが、おおむね順調に進んでいる。

問 発芽率はどれくらいだったのか。

答 栽培の方法や環境により良いところでは9割、悪いところでは5割程度である。

第10次宇美町交通安全計画

第10次福岡県交通安全基本

計画を基に素案を作成、宇美町交通安全対策協議会で協議のうえ、平成29年3月に策定。

交通事故が起きにくい環境をつくる重視すべき事項①道路交通環境の整備②交通安全思想の普及徹底③安全運転の確保④道路交通秩序の維持を

4つの柱として掲げている。年間間の交通事故死者数0人と交通事故件数170件以下を目標として確実に減少させるために取り組む。

年4回の交通安全県民運動期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。

期間中にも啓発活動を行う。



交通安全啓発活動

避難所運営マニュアルについては、円滑な運営を行うための基本的なマニュアルを策定。

避難行動要支援者のマニュアルは、情報伝達体制と整備を図ることにより、地域の安心安全体制を強化する。

防災ガイドブックは、自らの備えを怠ることなく防災体制を進めていくうえで、町民の防災に対する意識の向上、地域防災力の強化、災害時の正しい応急手当の方法の習得を目的とした冊子の策定を考えている。

問 周知はどのように考えるか。

答 マニュアルができて、日頃から使われないと意味がない。

活用方法について、地域コミュニティや自治会等で説明会を行い、周知を図っていく。

総務課 防災体制の強化を図るためのマニュアル作成

本年度、①地域防災計画改定②業務継続計画の策定③避難所運営マニュアル④避難行動要支援者マニュアル⑤防災ガイドブックの5点について改定及び策定を進めていく。

業務継続計画は、災害などの緊急事態が発生したとき、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画で、緊急事態から早期復旧を目指すものである。